

商工第84号  
令和3年7月9日

岩手県商工会議所連合会 会長  
岩手県商工会連合会 会長  
岩手県商店街振興組合連合会 会長  
岩手県中小企業団体中央会 会長  
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事  
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長  
公益財団法人岩手県観光協会 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、デルタ株の可能性のある L452R 変異株が検出されるなど、変異株による感染のリスクが高まっていることから、本日、「岩手警戒宣言」を行い、感染対策の一層の徹底に取り組むため、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第35回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、いわて飲食店安心認証の対応状況等について報告されるとともに、当部からは、飲食店の新型コロナウイルス感染症対策に係る認証店舗への支援策について報告いたしました。

また、県民の皆様には、変異株による感染拡大を防ぐため、これまでもお願いしている基本的な感染対策など感染対策の再徹底をお願いする知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、本会議での報告内容等について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野  
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第35回本部員会議  
知事メッセージ（令和3年7月9日）

県内陽性例における変異株スクリーニング検査において、デルタ株の可能性のあるL452R変異株を検出しました。今後、県環境保健研究センターにおいてゲノム解析を行い、変異株の種類を特定していきます。

県内陽性例は、6月中に、従来株より感染力の強いアルファ株にほぼ置き換わっておりますが、今回、さらに感染力が強いと示唆されているデルタ株により、これまで以上に感染拡大が速く進む可能性があることが危惧されます。

また、全国への影響も大きい東京都において、感染の再拡大による緊急事態宣言が発令されたこと、今後、4連休や夏休みを迎え、人流の増加も想定されるなど、県内での感染拡大が懸念されます。

このように感染のリスクが高まっていることから、本日、「岩手警戒宣言」を行い、県民一丸となって感染対策の一層の徹底に取り組みたいと思います。

県民の皆様には、変異株による感染拡大を防ぐため、これまでもお願いしている基本的な感染対策など感染対策の再徹底をお願いします。

- ・適切なマスクを、適切な方法で着用するようお願いします。
- ・ワクチン接種後もマスクを着用するようお願いします。
- ・密閉、密集、密接については、二つあるいは一つだけの密でも回避をお願いします。
- ・会食時でも、会話の時はマスクを着用するようお願いします。
- ・発熱などの体調不良時には、早期に医療機関を受診するようお願いします。
- ・医療機関には、発熱等の症状のある方への積極的な検査の実施をお願いします。

県民一丸となって感染拡大防止の取組を行っても、なお、更なる感染拡大や、医療がひっ迫する恐れがある場合には、県独自の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置により、県民の皆様に対する行動抑制を含む強い感染対策の実施も検討しなければなりません。そのような状況にならないよう県民の皆様にも感染対策の協力をよろしくをお願いします。

令和3年7月9日  
岩手県知事 達増 拓也

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 7 月 8 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 7 月 12 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日）から 8 月 22 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都及び沖縄県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示

令和3年7月8日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年7月12日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月20日から8月22日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から8月22日までとする。

・大阪府については、令和3年6月21日から8月22日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

# 岩手県新型コロナウイルス感染症に関する見解

令和3年7月8日  
岩手県新型コロナウイルス  
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症については、全国的にリバウンドの兆候が指摘され、岩手県を含む東北地方でも新規感染患者数が増加する傾向が見られます。さらに、懸念される変異株（L452Rの変異があるデルタ株）による感染拡大が危惧されています。

については、今後のまん延防止に向け、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

## 記

### 1 現状（令和3年7月）

- (1) 岩手県内では、6月下旬から7月上旬にかけて、盛岡市内繁華街の感染確認件数が減少する一方、岩手県中部保健所管内を中心に感染の連鎖や飲食店でのクラスターが継続的に確認されています。また、7月上旬の新規感染患者の年齢層は、40代から50代の割合が多くなる傾向にあります。また、20歳未満の若年者の感染も確認されています。
- (2) 変異株については、スクリーニング検査やゲノム解析の結果から、岩手県では6月中旬に、E484Kの変異がある変異株（R.1系統）からアルファ株（N501Yの変異があるB.1.1.7系統）にほぼ置き換わったことが確認されています。

また、7月上旬にはL452Rの変異がある変異株が検出されましたが、現在デルタ株（B.1.617.2系統）確認のためのゲノム解析を実施中です。

### 2 専門的見地からの助言

- (1) 岩手県では、現在、県中部から県南部の人口密集地域において感染リスクが高まっており、ウイルスは変異株（アルファ株）にほぼ置き換わっていること、感染性が高いとされるデルタ株の増加も考えられることから、引き続き、新規感染患者数が増加する可能性があります。
- (2) 首都圏等における新たな緊急事態宣言発出を受け、帰省シーズンと相まって地方への人口移動が加速する可能性があることから、一旦沈静化するかに見える本県における流行状況が更に加速する可能性があります。
- (3) 県民の皆さまには、このようなリスクの高まりに対応するため、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で求められている行動様式【別掲】を再確認し、掛け声ではなく実施状況のレベルアップをお願いします。
- (4) 医療、福祉、教育等の業務に従事する方については、より慎重な対応とともに、厳格な健康管理や自主的な隔離措置等の対応を検討するようお願いします。
- (5) 感染リスクが高まっている地域（保健所管内）の医療機関においては、有熱者や重症化リスクの高い基礎疾患がある方について、より積極的に抗原検出検査（PCR検査等）に繋げていただくようお願いします。

(6) 感染拡大を防止するためには、平素からリスクの高い接触や行動履歴に着目して患者や無症状病原体保有者を速やかに検出することが重要です。これが遅れたために、岩手県内でも医療機関や高齢者施設、教育・保育施設等で大きなクラスターに発展した例が複数見られます。また、発見前から対人対応や交流時の人数を最小化し、特に休憩や食事中の注意深い行動が求められます。

(7) 岩手県では、保健所を中心とする積極的疫学調査と患者、接触者、医療機関等の協力により迅速かつ幅広く濃厚接触者を特定し、PCR検査を集中させることで、感染者やクラスターの把握、感染経路の推定、濃厚接触者の把握と囲い込みを実施し、感染症蔓延の阻止を図っています。

感染者を減少させるためには、このような疫学調査や検査、健康観察期間中の行動自粛への積極的な協力が不可欠です。県民の皆さまには一層のご協力をお願いします。

**【別掲】新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和3年6月16日）提言  
「変異株が出現した今、求められる行動様式」**

- (1) マスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、感染リスクの比較的高い場面では、できればフィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。三密のいずれも避けること。特に人と人との距離には気を付けること。**
- (2) マスクをしっかりと着用していても、室内でおしゃべりする時間は可能な限り短くして、大声は避けること。**
- (3) 今まで以上に換気には留意すること。**
- (4) 出来る限り、テレワークを行うこと。職場においても、(1)～(3)を徹底すること。**
- (5) 体調不良時には出勤・登校をせず、必要な場合には近医を受診すること。**
- (6) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、マスクを着用すること。**
- (7) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、大人数の飲み会は控えること。**

## 新型コロナウイルス感染症

# 岩手警戒宣言

### 岩手警戒宣言の対策

- 1 基本的な感染対策の再徹底
- 2 感染が拡大している地域等との往来
- 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い
- 4 岩手県の対策

【参考】今後も感染拡大が続いた場合の対策例

令和3年7月9日

岩手県

1

## 岩手警戒宣言の対策

### 1 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）は一層の注意をお願いします。

#### 家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年6月版）」（厚生労働省）

2

## 岩手警戒宣言の対策

### 1 基本的な感染対策の再徹底

#### 県民及び岩手県来訪者

- ・ 毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、電話相談の上で**早期受診**
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続<sup>※</sup>
- ・ 常時マスク着用、密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく**二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等の回避**
- ・ **会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用**

#### 事業所

- ・ **健康状態・行動歴の記録**
- ・ **昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用**

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続  
例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

3

## 岩手警戒宣言の対策

### 1 基本的な感染対策の再徹底

#### 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底、**「いわて飲食店安心認証」の取得**
- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報の記録

#### 医療機関

- ・ **積極的な検査の実施**

4

## 岩手警戒宣言の対策

### 2 感染が拡大している地域等との往来

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は、感染拡大防止の観点から不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

【7月12日から適用】

緊急事態宣言区域（2都県）

東京都、沖縄県

まん延防止等重点措置区域（4府県）

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

【不要不急の往来に該当しない場合（例）】

- ・ 会社の業務での出張（※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など）
- ・ 病院への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動

5

## 岩手警戒宣言の対策

### 2 感染が拡大している地域等との往来

緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※

なし

不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※

宮城県、秋田県、福島県(南相馬市)、広島県

※ 緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域を除く。（7月9日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。特にも、7月12日以降にまん延防止等重点措置が解除される道府県の状況にご注意ください。）

6

## 岩手警戒宣言の対策

### 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

7

## 岩手警戒宣言の対策

### 4 岩手県の対策

- ・ 高齢者施設や特定のエリアへの集中検査等による検査体制の強化
- ・ 後方支援医療機関の指定による医療提供体制の強化
- ・ 保健所支援体制強化
- ・ ワクチン接種の加速化
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の導入促進 等

8

## 【参考】今後も感染拡大が続いた場合の対策例

### 県独自の緊急事態宣言の発出等により積極的な対策を実施

県内の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が15人を超す場合や、15人に至らなくとも15人を超すことが見込まれる場合は、感染状況や医療提供体制等を総合的に勘案し、県独自の緊急事態宣言の発出等による対策を実施。

#### ○対策例

| 対象エリア  | 感染が拡大している市町村  |
|--------|---|
| 一般県民向け | 不要不急の外出自粛<br>夜間の外出自粛<br>他都道府県との往來自粛<br>いわてGoToEatキャンペーンの停止<br>いわて旅応援プロジェクトの停止             |
| 事業者向け  | 飲食店への時短営業要請<br>施設への休業要請<br>公共施設の閉鎖<br>テレワーク、オンライン授業の要請<br>学校行事や部活動の中止、延期、縮小<br>イベント等の自粛要請 |

※あくまで例示であり、県内の感染状況等を踏まえて判断するもの。

## 新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について

### 1 ワクチン接種の進捗状況

| 区 分     | 接種回数    | 県内の状況   |         |   |
|---------|---------|---------|---------|---|
|         |         | 1 回目    | 2 回目    |   |
| ①医療従事者等 | 122,207 | 65,515  | 56,692  | <b>【令和3年7月2日時点】</b><br>・6月末の終了を予定していた接種希望者 48,905 人は全て終了。<br>・現在、追加の接種希望者に接種を随時実施中          |
| ②高齢者    | 404,608 | 268,536 | 136,072 | <b>【令和3年7月6日時点】</b><br>・県内の高齢者のうち接種見込者数約 35 万 7 千人のうち、 <u>1 回目接種は 75.2%、2 回目は 38.1%が終了。</u> |

(出典) ①医療従事者等は首相官邸ホームページによる接種実績。

②高齢者はワクチン接種状況ダッシュボードによる接種実績。

### 2 高齢者向けワクチン接種の加速化に向けた取組

県では、市町村の高齢者向けワクチン接種の加速化を図るため、医療従事者確保等の施策を展開している。

#### (1) 各市町村の接種体制の強化に係る支援

- ① 7 月末の高齢者向け接種完了に向けて、各市町村の接種体制確保の状況に応じた個別支援を実施していくため、**市町村支援チーム**を設置（6 月 1 日～）。
- ② 市町村の接種体制の強化を図るため、「新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助」を創設し、集団接種会場における**医療従事者の確保**を支援。
- ③ 診療所における接種回数の底上げや接種施設数の増加を図るため、**個別接種促進に係る支援**を実施。

#### (2) 各市町村への医療従事者派遣調整

各市町村においては医療従事者の確保が課題となっていることから、医療資源の不足を補てんするため、**広域的な医療従事者の派遣調整**を実施。

#### (3) 県による広域的な集団接種の実施

特に接種対象者の多い内陸部を中心に、市町村が実施するワクチン接種を補完するため、モデルナ社製ワクチンを活用して県による**広域的な集団接種**を実施。

### 3 岩手県新型コロナワクチン接種会場について

#### (1) 趣旨・目的

新型コロナワクチン接種の早期の完了を目指し、市町村の接種体制を補完するため、特に接種対象者の多い**県央地域**及び**県南地域**に**集団接種会場**を設置し、接種券をお持ちの全地域の住民を対象とした集団接種を実施するもの。

#### (2) 実施期間

令和3年6月19日（土）から8月8日（日）までの各週の土日

#### (3) 予約方法等

- ① インターネット予約：「岩手県新型コロナワクチン接種予約サイト」
- ② 電話予約：岩手県予約コールセンター（予約方法に関する相談にも対応）  
（電話番号：0570-200-779、受付時間：9時00分～18時00分）

#### (4) 接種会場の概要

##### ① 県央会場（岩手県立大学または岩手産業文化センター（アピオ））

|   | 1回目            | 2回目            | 予約受付状況                 |
|---|----------------|----------------|------------------------|
| 1 | 6/19（土）、岩手県立大学 | 7/17（土）、アピオ    | 予約受付終了                 |
| 2 | 6/20（日）、岩手県立大学 | 7/18（日）、アピオ    |                        |
| 3 | 6/26（土）、アピオ    | 7/24（土）、岩手県立大学 |                        |
| 4 | 6/27（日）、アピオ    | 7/25（日）、岩手県立大学 |                        |
| 5 | 7/3（土）、アピオ     | 7/31（土）、アピオ    |                        |
| 6 | 7/4（日）、アピオ     | 8/1（日）、アピオ     |                        |
| 7 | 7/10（土）、アピオ    | 8/7（土）、アピオ     | 7/7（水）17時時点で<br>予約枠は充足 |
| 8 | 7/11（日）、アピオ    | 8/8（日）、アピオ     |                        |

##### ② 県南会場（江刺西体育館）

|   | 1回目     | 2回目     | 予約受付状況                 |
|---|---------|---------|------------------------|
| 1 | 6/26（土） | 7/24（土） | 予約受付終了                 |
| 2 | 6/27（日） | 7/25（日） |                        |
| 3 | 7/3（土）  | 7/31（土） |                        |
| 4 | 7/4（日）  | 8/1（日）  |                        |
| 5 | 7/10（土） | 8/7（土）  | 7/7（水）17時時点で<br>予約枠は充足 |
| 6 | 7/11（日） | 8/8（日）  |                        |

#### (5) 接種対象者の拡大等

##### ① 接種対象者の拡大

県集団接種の実施状況や市町村の高齢者向け接種の進捗状況等を踏まえ、7/3（土）の集団接種から、対象者を接種券をお持ちの18歳以上64歳以下の一般住民に拡大。

##### ② 予約枠の拡大

7/10（土）、11（日）実施分の予約が早期に定員に達したため、より多くの方が接種を受けられるよう予約枠を拡大。（県央会場：550人、県南会場：10人）

## (6) 接種実績 (6/19 (土) ~ 7/11 (日))

## 【1回目接種の予約枠・接種実績】

(単位：回)

|          | 滝沢会場   |       | 奥州会場  |       | 合計     |       |
|----------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
|          | 予約枠    | 接種実績  | 予約枠   | 接種実績  | 予約枠    | 接種実績  |
| 6/19 (土) | 540    | 540   | 0     | 0     | 540    | 540   |
| 6/20 (日) | 1,080  | 1,080 | 0     | 0     | 1,080  | 1,080 |
| 6/26 (土) | 720    | 720   | 600   | 490   | 1,320  | 1,210 |
| 6/27 (日) | 1,260  | 910   | 1,200 | 430   | 2,460  | 1,340 |
| 7/3 (土)  | 1,050  | 1,050 | 630   | 630   | 1,680  | 1,680 |
| 7/4 (日)  | 2,100  | 2,100 | 1,260 | 1,250 | 3,360  | 3,350 |
| 7/10 (土) | 1,240  |       | 630   |       | 1,870  |       |
| 7/11 (日) | 2,460  |       | 1,270 |       | 3,730  |       |
| 合計       | 10,450 | 6,400 | 5,590 | 2,800 | 16,040 | 9,200 |

#### 4 ワクチンの配分実績と今後の見通し

(1) ワクチンの配分実績（第1クール～第10クール（7/19・7/26の週）分まで）

| 市町村   | 65歳以上<br>人口数 | 合計<br>※第5Cより、1バイアル6回で換算 |         |           |
|-------|--------------|-------------------------|---------|-----------|
|       |              | 箱単位                     | バイアル    | 回数        |
| 盛岡市   | 80,516       | 171                     | 33,345  | 198,705   |
| 宮古市   | 19,333       | 42                      | 8,190   | 48,360    |
| 大船渡市  | 13,077       | 30                      | 5,850   | 34,320    |
| 花巻市   | 32,210       | 69                      | 13,455  | 79,560    |
| 北上市   | 25,471       | 54                      | 10,530  | 62,010    |
| 久慈市   | 11,055       | 24                      | 4,680   | 27,300    |
| 遠野市   | 10,355       | 27                      | 5,265   | 30,810    |
| 一関市   | 41,833       | 91                      | 17,745  | 105,300   |
| 陸前高田市 | 7,323        | 18                      | 3,510   | 20,280    |
| 釜石市   | 13,114       | 27                      | 5,265   | 30,810    |
| 二戸市   | 9,401        | 21                      | 4,095   | 23,790    |
| 八幡平市  | 9,962        | 23                      | 4,485   | 26,325    |
| 奥州市   | 40,152       | 78                      | 15,210  | 90,480    |
| 滝沢市   | 14,083       | 29                      | 5,655   | 33,540    |
| 雫石町   | 6,115        | 15                      | 2,925   | 17,160    |
| 葛巻町   | 2,709        | 9                       | 1,755   | 10,140    |
| 岩手町   | 4,937        | 10                      | 1,950   | 11,505    |
| 紫波町   | 9,979        | 27                      | 5,265   | 30,615    |
| 矢巾町   | 7,506        | 22                      | 4,290   | 24,960    |
| 西和賀町  | 2,669        | 8                       | 1,560   | 8,775     |
| 金ヶ崎町  | 4,733        | 13                      | 2,535   | 14,625    |
| 平泉町   | 2,881        | 8                       | 1,560   | 9,165     |
| 住田町   | 2,306        | 7                       | 1,365   | 7,800     |
| 大槌町   | 4,090        | 12                      | 2,340   | 13,260    |
| 山田町   | 5,709        | 20                      | 3,900   | 22,815    |
| 岩泉町   | 3,841        | 13                      | 2,535   | 14,820    |
| 田野畑村  | 1,314        | 6                       | 1,170   | 6,825     |
| 普代村   | 1,073        | 4                       | 780     | 4,485     |
| 軽米町   | 3,528        | 9                       | 1,755   | 10,335    |
| 野田村   | 1,503        | 5                       | 975     | 5,655     |
| 九戸村   | 2,384        | 6                       | 1,170   | 6,630     |
| 洋野町   | 6,228        | 17                      | 3,315   | 19,305    |
| 一戸町   | 4,886        | 11                      | 2,145   | 12,090    |
| 合計    | 406,276      | 926                     | 180,570 | 1,062,555 |

## (2) ワクチン配分の今後の見通し

### ①全国の配分実績

|        | 配送時期     | 箱数     | バイアル数      | 回数          |
|--------|----------|--------|------------|-------------|
| 第1クール  | 4/5週     | 100    | 19,500     | 97,500      |
| 第2クール  | 4/12週    | 500    | 97,500     | 487,500     |
| 第3クール  | 4/19週    | 500    | 97,500     | 487,500     |
| 第4クール  | 4月末～5月上旬 | 5,741  | 1,119,495  | 5,597,475   |
| 第5クール  | 5月中旬     | 16,000 | 3,120,000  | 18,720,000  |
| 第6クール  | 5月下旬     | 16,000 | 3,120,000  | 18,720,000  |
| 第7クール  | 6月前半     | 13,500 | 2,632,500  | 15,795,000  |
| 第8クール  | 6月後半     | 16,000 | 3,120,000  | 18,720,000  |
| 第9クール  | 7月前半     | 11,000 | 2,145,000  | 12,870,000  |
| 第10クール | 7月後半     | 10,600 | 2,067,000  | 12,402,000  |
|        | 合計       | 89,941 | 17,538,495 | 103,896,975 |

### ②今後の見通し

|        | 配送時期  | 箱数     | バイアル数     | 回数         |
|--------|-------|--------|-----------|------------|
| 第11クール | 8月1日  | 10,000 | 1,950,000 | 11,700,000 |
| 第12クール | 8月15日 | 10,000 | 1,950,000 | 11,700,000 |

- 1 全国では第9クール（7月前半）に配送箱数が1万1千箱に減少。
- 2 第11クール（8月前半）及び第12クール（8月後半）も7月と同程度の1万箱の配送。

## いわて飲食店安心認証の対応状況等について

### 1 いわて飲食店安心認証

#### (1) 認証申請等の状況

飲食店が実施する感染対策について、県が認証制度を設けることにより、利用者に安心して飲食できる環境を提供することを目的とする「いわて飲食店安心認証」は、6月28日から申請の受付を開始しており、これまでに890店からの申請が寄せられている。

【認証申請等の状況（7月8日現在）】

| 申請受付数 | 訪問確認数 | 認証済数 | 電話相談件数 |
|-------|-------|------|--------|
| 890店  | 119店  | 67店  | 448件   |

#### (2) 今後の対応

- ア 引き続き、コールセンターでの相談に応じるとともに、認証を受けるに当たり改善を要する場合は、適宜、助言するなど、申請した飲食店の全てが認証につながるよう支援
- イ 第2弾の「いわてGoTo イートキャンペーン」の開始に向けて、迅速に認証事務（来週からは、一日100店程度の訪問確認ができるよう、態勢を強化）。

### 2 岩手の飲食業界を守る会の意見表明（認証の普及への協力、「かんぱいエチケット」の習慣化等）

7月6日、岩手の飲食業界を守る会から県に対して、いわて飲食店安心認証の普及啓発への協力、「かんぱいエチケット」の習慣化等の意見が表明されており、これら関係者の皆さんと連携しながら、飲食店、利用者双方の取組により安心して飲食できる環境を整えていく。

#### ○「かんぱいエチケット」

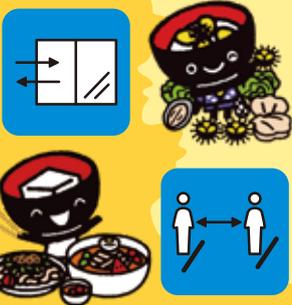
飲食業界を守る会が、飲食の場における、マスク会食、手指消毒、適切な換気等の感染対策を盛り込んだ「かんぱいエチケット」を策定し、その普及に努めており、これらはいわて飲食店安心認証とも考え方を同じくするものである。

＼ 安心してお店を利用していただくための /

# いわて飲食店安心 認証制度

飲食店が実施する新型コロナウイルス感染対策について、岩手県が認証制度を設けることにより、利用者に安心して飲食できる環境を提供することを目的としています。

この  
認証マークが  
安心の目印！



## 申請から認証までの流れ



## 対象となる店舗

客席を設けて食事などを提供する  
岩手県内飲食店(喫茶店含む)、飲食部門のある  
宿泊施設など。

惣菜店、仕出し店、弁当屋などの持ち帰り専門店や  
デリバリー専門店は対象外となります。

## 申請書・申請フォームはこちら

専用サイトアドレス

<https://iwate-ninshou.jp>

申請書・Q&A・店舗表示POP等ダウンロードいただけます。



電子申請 [準備中 7月上旬スタート予定]

申請フォームから必要事項をご入力ください。

お問い合わせ先

いわて飲食店安心認証事務局

TEL 019-613-8009

[受付時間] 平日 10:00~17:00

令和3年12月25日(土)~令和4年1月3日(月)までは休業

# いわて飲食店安心認証店への 支援策について



## 地域企業経営支援金

SUPPORT 01

いわて飲食店安心認証制度の普及促進のため、認証を受けた店舗(中小企業者が営むものに限り)に支援金を給付いたします。

支給額

1店舗あたり **10万円**

認証マーク交付の際に  
交付申請書と案内チラシ等を同封します。

お問い合わせ先

県庁経営支援課 (TEL) **019-629-5547** ※7月中旬に専用のコールセンターを設置します。



## いわて飲食店応援事業

SUPPORT 02

「いわてGo To Eatキャンペーン」の第2弾として、いわて飲食店安心認証を受けた飲食店で使用できるプレミアム付き食事券を発行いたします。

参加要件

農林水産省が定めるGo To Eatキャンペーンの基準に加え、県が実施するいわて飲食店安心認証を取得していること。  
※接待飲食等営業を行う店舗やデリバリー・テイクアウト専門店は対象外。

食事券の  
概要

- (1) 額 面 1冊 5,000円(500円×10枚)／販売価格 4,000円
- (2) 発行冊数 23万冊
- (3) 販売期間 2021年8月～2021年11月中旬(予定)
- (4) 利用期間 2021年8月～2021年12月中旬(予定)

※新型コロナウイルス感染症の蔓延やその他不測の事態により、農林水産省又は岩手県の判断によって、事業を一時停止又は中止等の措置が生じる場合があります。

お問い合わせ先

いわての食応援プロジェクト事務局 (TEL) **019-624-5050**



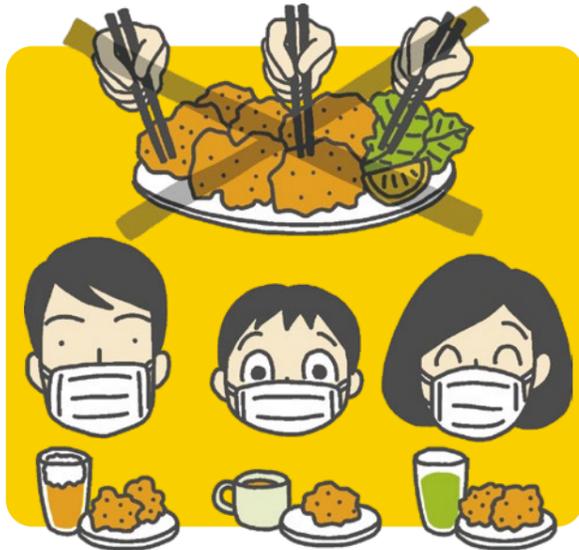


★ 外食&飲み会  
★ ニューノーマル岩手スタイル

# ★ かんぱいエチケット ★



みんなで集まっても  
料理は「おひとり様」



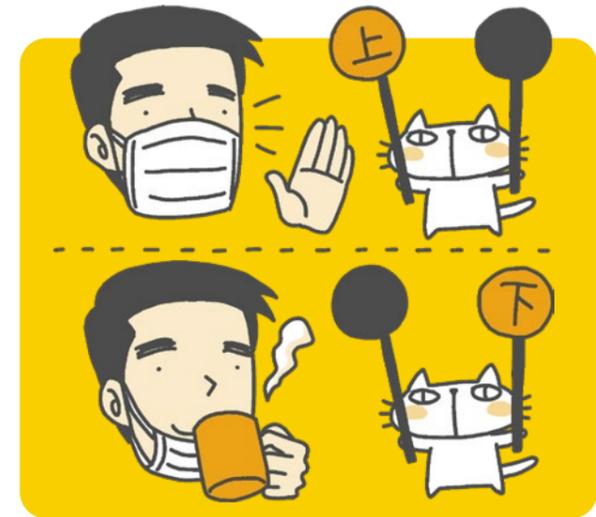
親しき仲にも  
グッドディスタンス



さしつさされつより  
手酌でおもいやり



会話はアゲアゲで  
飲食はアゲサゲで



空気も話題も  
時々入れ替えよう



こまめに手洗・消毒  
蛇口周りも抜かりなく



少々ハメを外しても  
ルールは外さない



グラスはぶつまずかず、  
かんぱい！

たのしいひとときのために！エチケットを守ってみんなで飲食店を応援しよう！

幹事さん必携！！コピーしてランチョンマットとしてお使いください 発行／かんぱいエチケット普及委員会（manordaいわて、いわての飲食業界を守る会、盛岡中心市街地見守り隊） 協力／盛岡大通商店街協同組合

## 飲食店の新型コロナウイルス感染症対策に係る認証店舗への支援策について

### 1 いわて飲食店応援事業（産業経済交流課）

「いわてGo To Eatキャンペーン」の第2弾として、感染症対策の認証を受けた飲食店で利用できるプレミアム付き食事券を発行

#### (1) 趣 旨

国が実施する Go To Eat キャンペーンについて、国の予算残額をプレミアム分に充て、県が食事券の印刷費や事務局の運営経費を負担することにより、新たに、感染防止対策に係る認証制度に対応したプレミアム付き食事券を発行し、認証制度の普及と県民による飲食店利用の促進を図るもの。

#### (2) 参加要件

国の Go To Eat キャンペーンの基準に加え、県が実施している「いわて飲食店安心認証制度」の認証を取得していること

#### (3) 食事券の概要

ア 価 格 1冊5,000円(500円×10枚)、販売価格4,000円(25%プレミアム付)

イ 発行数 約23万冊(約11億5,000万円分)

ウ 販売期間 8月2日(月)～11月15日(月) (国指定の最長期限)

エ 利用期間 8月2日(月)～12月15日(水) (国指定の最長期限)

#### (4) 問合せ先 いわての食応援プロジェクト事務局

TEL019-624-5050 10:00～17:00(土日祝除く)

#### (5) 広 報

7月12日(月)公式ホームページ公開 URL:<https://www.iwate-gotoeat.jp/index.html>

7月12日(月)からテレビCM(民放4局)及びラジオCMを開始。

7月20日(火)新聞での広告を実施(県内6紙)

第1弾の参加店(約2,000店)に、認証制度といわて飲食店応援事業の案内を個別送付

### 2 地域企業経営支援金支給事業（経営支援課）

認証制度の普及促進のため、認証を受けた中小企業者が営む飲食店舗に支援金を給付

(1) 支 給 額 1店舗あたり10万円

(2) 申請受付 7月12日(月)から

(3) 問合せ・申込先 認証取得事業者支援事業事務局

TEL 019-601-3077 9:30～17:00(土日祝除く)